

平成26年（行ウ）第17号 固定資産税等課税免除措置取消請求事件

原告 金城照子

被告 那覇市ほか1名

補助参加人兼訴訟参加人 一般社団法人久米崇聖会

## 準備書面7（原告）

平成28年6月10日

（次回期日：平成28年6月14日）

那覇市地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一

弁護士 照 屋 一 人

弁護士 上 原 千 可 子



## 第1 空知太神社訴訟最高裁判決

### 1 空知太神社訴訟の概要

孔子の霊を祀る孔子廟という宗教的施設の敷地にかかる那覇市の無償貸与の政教分離規定違反が問題となっている本件訴訟において参考になるのが空知太神社訴訟の最高裁判決(最判平成22年1月20日民集64巻1号1頁)である。

砂川市は、町内会に対し、同土地を無償で集会所、鳥居及び地神宮の敷地としての利用に供していた。建物の所有者は町内会であり、空知太神社は、宗教法人ではなく、付近の住民らで構成される氏子集団によって管理運営され、初詣、春祭り及び秋祭りという年3回の祭事が行われていた。空知太神社はもともと公立小学校に隣接する道有地上にあったが、昭和23年頃校舎の増設等に伴い、地元の住民Aが所有する土地に移転され、昭和28年にAから同土地が砂川町(当時)に寄附されていた。

裁判では土地の無償提供が憲法20条3項、同条1項後段及び89条の政教分離規定に反するのではないかが争われた。

### 2 最高裁判決の要旨

空知太神社訴訟最高裁判決は、憲法89条の趣旨について、「憲法89条は、公の財産を宗教上の組織又は団体の使用、便益若しくは維持のため、その利用に供してはならない旨を定めている。その趣旨は、国家が宗教的に中立であることを要求するいわゆる政教分離の原則を、公の財産の利用提供等の財政的な側面において徹底させるところにあり、これによって、憲法20条1項後段の規定する宗教団体に対する特権の付与の禁止を財政的側面からも確保し、信教の自由の保障を一層確実なものにしようとしたものである。しかし、国家と宗教とのかかわり合いには種々の形態があり、およそ国又は地方公共団体が宗教との一切の關係を持つことが許されないというものではなく、憲法89条も、公の財産の利用提供等における宗教とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との關係で相当とされる限度を

超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものと解される」とする。

そして、「国又は地方公共団体が国公有地を無償で宗教的施設の敷地としての用に供する行為は、一般的には、当該宗教的施設を設置する宗教団体等に対する便宜の供与として、憲法89条との抵触が問題となる行為である。」としつつ、「国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されているといっても、当該施設の性格や来歴、無償提供に至る経緯、利用の態様等には様々なものがあり得ることが容易に想定される場所である。」とし、「例えば、一般的には宗教的施設としての性格を有する施設であっても、同時に歴史的、文化的な建造物として保護の対象となるものであったり、観光資源、国際親善、地域の親睦の場などといった他の意義を有していたりすることも少なくなく、それらの文化的あるいは社会的な価値や意義に着目して当該施設が国公有地に設置されている場合もあり得よう。」と説示した。

さらに、国公有地上に宗教的施設が存在する事案が多数形成されるに至った我が国における特殊な事情に言及し、「現在に至っても、なおそのような措置（注・贈与、売払い、貸付け等の措置）を講ずることができないまま社寺等の敷地となっている国公有地が相当数残存していることがうかがわれるところである。」と判示したうえで、「これらの事情のいかんは、当該利用提供行為が、一般人の目から見て特定の宗教に対する援助等と評価されるか否かに影響するものと考えられるから、政教分離原則との関係を考えるに当たっても、重要な考慮要素とされるべきものといえよう。」と説示している。

そして、空知太神社については、神社神道の施設で宗教性が認められ、そこで行われている諸行事についても「地域の伝統的行事として親睦などの意義を有するとしても、神道の方式にのっとり行われているその態様にかんがえみると、宗教的な意義の希薄な、単なる世俗的行事にすぎないということとはできない」として、「本件神社物件は、神社神道のための施設であり、その行事も、

このような施設の性格に沿って宗教的行事として行われているものということができる」と判断した。

氏子集団についても、「この氏子集団は、宗教的行事等を行うことを主たる目的としている宗教団体であって、寄附を集めて本件神社の祭事を行っており、憲法８９条にいう『宗教上の組織若しくは団体』に当たるものと解される。」とした。

そして氏子集団と土地提供行為との関係について、「本件氏子集団は、祭事に伴う建物使用の対価を町内会に支払うほかは、本件神社物件の設置に通常必要とされる対価を何ら支払うことなく、その設置に伴う便益を享受している」ことから「本件利用提供行為は、その直接の効果として、氏子集団が神社を利用した宗教的活動を行うことを容易にしているものということができる」として、「本件利用提供行為は、市が、何らの対価を得ることなく本件各土地上に宗教的施設を設置させ、本件氏子集団においてこれを利用して宗教的活動を行うことを容易にさせているものといわざるを得ず、一般人の目から見て、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものである」と判断し、「本件利用提供行為は、もともとは小学校敷地の拡張に協力した用地提供者に報いるという世俗的、公共的な目的から始まったもので、本件神社を特別に保護、援助するという目的によるものではなかったこと」と認めながらも、これは「上記評価を左右するものではない」とした。

また、政教分離原則違反の状態を解消するために、神社の撤去を求めると、「地域住民らによって守り伝えられてきた宗教的活動を著しく困難なものにし、氏子集団の構成員の信教の自由に重大な不利益を及ぼすものになることは自明」であることから、この状態を解消する他の合理的手段の有無について審議を尽くさせるため、事件は原審に戻された。（以上、甲２６：「最高裁判所判例解説」参照）

以上のように、最高裁判決は、空知太神社を宗教施設であり、氏子集団を憲法 89 条の「宗教上の組織若しくは団体」に該当するとし、砂川市による土地の無償提供は、氏子集団の宗教的活動を行うことを容易にしているとし、諸事情を考慮して総合的な判断によって、違憲という判断を導いている。

そして、再上告審判決（最判平成 24 年 2 月 16 日民集 66-2-673）では、神社施設を一部撤去した上、土地の一部を祠および鳥居の敷地として、氏子集団に賃貸する行為は、憲法 89 条、20 条 1 項前段に違反しないとされた。

## 第 2 本件訴訟への当てはめ

### 1 はじめに

最高裁判決は、憲法 89 条について「公の財産の利用提供等における宗教とのかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を越えるものと認められる場合に、これを許さないとするものと解される。」としたうえで、宗教的施設への国公有地の無償提供行為の問題について、「国又は地方公共団体が国公有地を無償で宗教的施設の敷地としての用に供する行為は、一般的には、当該宗教的施設を設置する宗教団体等に対する便宜の供与として、憲法 89 条との抵触が問題となる行為である」とする。

空知太神社訴訟の事案では、砂川市による神道の宗教施設としての「神社」に対する無償提供行為が政教分離規定違反とされたが、本件では、被告那覇市による「孔子廟」の敷地の無償提供行為が問題となっており、「神社」と「孔子廟」の違いはあるも、宗教的施設に対する敷地の無償提供行為という基本的構図は全く共通であり、そうだとすれば、被告那覇市による本件無償提供行為は、憲法 89 条との抵触が問題となる便宜供与ということができよう。

そのうえで、宗教的施設への敷地の無償提供が憲法 89 条に違反するかの判断

について最高裁判決は、「当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である」としており、本件孔子廟に対する無償提供の合憲性についても、この基準を用いて判断することが必要になる。

そこで総合的判断の要素となる諸般の事情として、①当該宗教的施設の性格（その前提としての儒教の宗教性）と来歴、②久米崇聖会の性格（宗教的活動を事業の核とする血縁集団）、③当該土地が無償で当該敷地としての用に供されるに至った経緯（久米崇聖会からの働きかけ等）、④当該無償提供の態様（久米崇聖会による釋奠祭禮のための孔子廟の設置）、⑤その他の事情（多久聖廟等で行われている釋奠・釋菜との相違）、⑥これらに対する一般人の評価（結論）について以下順次検討する。

## 2 儒教の宗教性（政教分離原則の前提問題）

### (1) 宗教の定義

「宗教」の意義については、加治伸行大阪大学名誉教授の「死ならびに死後の説明者である」という定義（甲23：「儒教とは何か」p33）を含め、多種多様であることは、準備書面5第2で述べたところであるが、憲法の「宗教」ないし「信教」の解釈指針としては、憲法が過去の経験に鑑み徹底した「信教の自由」を保障しようとしていることに照らし、「宗教」を広く捉えるべきであるとされる（甲21：佐藤幸治『日本国憲法論』p224）。

一般には「憲法でいう宗教とは『超自然的、超人間的本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、霊等）という存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為』をいう」とした名古屋高判昭和46年5月14日行集22巻5号680頁の定義が用いられることが多いが、最高裁は憲法上の「宗教」を一律に定義することなく、当該個別の事情に即し、諸般の事情を総合

的に勘案し、いわゆる目的効果基準を用い、一般人の評価と社会通念の立場にたって、問題とされている事象の宗教性を判断しているようである。

## (2) 儒教の宗教的性格

儒教の宗教的性格性については、原告の準備書面3の第3（宗教としての儒教）で論じたところであるが、儒教がシャマニスティックな原始信仰に始まるものであり、中国経由の仏教に組み込まれて渡来した先祖供養における位牌や墓参りの慣行とともに「霊」や「魂・魄」の存在に対する信仰に基づく「招魂再生」の宗教儀礼（お盆等）<sup>1</sup>を有していることは《儒教は死と深く結びついた宗教である》とする加治伸行『儒教とは何か』（甲23）で簡明に説明されている。

また、高橋元洋お茶の水女子大学大学院教授の『中国文化と儒教』（甲22）は、先祖崇拝における霊魂への信仰だけではなく、『論語』においても絶対的存在である「天」に対する畏敬の念が表明されていることを指摘しており<sup>2</sup>、孔子が「鬼神」の存在を認めない無神論者であり、「天道」「天命」の判断を求めない合理主義者であったという巷間流布した俗説については《ありえない》と切り捨てている。

黄進興『宗教としての儒教—比較宗教による初歩的検討』（甲24）において紹介されている日本統治時代の台湾旧慣調査会の報告書にあるように「儒教は孔子及び孟子の祖述した古代聖王の教義であり、その内容は、宗教・道徳及び政治を包括し、三者の渾然一体となって一大体系をなしている。」というべきである。

---

<sup>1</sup> 仏教は転生輪廻を前提としており、本来、死骸を納める墓を持たず、墓参りはなく、先祖の霊が帰ってくるお盆もありえない。それらは死者の霊魂は現世にとどまり、子孫の「孝」による「招魂再生」の儀礼によって戻ってくるという儒教的死生観ないし世界観に基づくものである。（甲24）

<sup>2</sup> 『論語』のなかに、孔子の「天」への信仰が表れている。例えば、「天命を畏る」「唯天のみを大なりとなす」といった言葉を多く残している（甲22）。



### (3) 沈黙の宗教－儒教

中村雄二郎明治大学名誉教授は、その著書『日本文化における悪と罪』所収の論文「隠されていた儒教と道教－日本人の宗教心を探る1」で、日本人の仏教心が、教義仏教の立場から遠く離れており、民俗信仰との混交による伝統的な霊魂観や身体観の影響を受けていることを認めたとうえで、儒教的な要素との関わりを考え、そのなかで出会った《刺激的な儒教論》である加治伸行『沈黙の宗教－儒教』を次のように引用して紹介している。

「儒教を〈沈黙の宗教〉と言うのは、どの宗教にもある深層の宗教性（教義の宗教性）と表層の道德性のうち、儒教では深層の部分が目立たないかたちで存在しているので、それと気づきにくいということがあるからである。加えて、儒教の場合には宗教的な行事が家族による、家族のための行事であり、不特定多数のための教団や集会所を持たず、〈饒舌な〉自己宣伝もしない、ということもある。誰に強制されるでもなしに墓参りをし、先祖用供養をしている、という形をとっているわけである。」

「ところで、そのことは、先に述べた〈通常われわれが日本固有のものだとか仏教的だと思っていること〉と、儒教との深い関わりに及んでくる。墓参りや先祖供養は、通常われわれが思っているように、本来の仏教的なものでもなければ、日本固有の民俗信仰に基づくものでもないからである。」

「この墓や位牌であるが、その成立はなによりも儒教に依拠している。それらの前提になっている〈死者の魂〉とは、この世にとどまっていると見なされる霊のことであり、すぐれて儒教的なものだからである。〈死者の魂〉の存在は仏教も認めている。しかし、本来の仏教の場合には、死者の魂は四十九日を過ぎると来世に転生し、何か別のものになってしまう。この世あるいはその周辺にとどまっていることはないのである。〈草葉の陰〉（墓地）にい

る霊にしてもそうである。」

「およそ《儒教の発生はシャーマニズムにある》(同、42頁)。とくに死者の魂降ろしである。そしてそれとともに魄(肉体を司る魂)をも呼び戻す。それらを依代たる神主に依りつかせ、〈この世〉に死者を再生させる。つまり、〈招魂再生〉ともいうべき行為である。こうして、死者の命日に招かれ、神主に依りついた魂・魄は、その儀式が終わると、元いた場所へ帰っていく。魂は天上へ、魄は地下へと帰っていく。天は広く、魂はそのまま浮遊しているが、魄は管理場所である墓へ帰る。そのあと神主は宗廟へ、あるいは祠堂や住居内の祠壇へ移し、安置する。《これが儒教の祖先祭祀の大筋である。》(同、47頁)。<sup>3</sup> (中略)

「宗教が中国人の心にアピールするためには、死生観も現実的なものでなければならなかった。最初にアピールしたのは儒教のシャーマニズムであったが、この場合、魂・魄が神主という霊牌に依りついて再生する招魂再生を具体化するには、祖先祭祀が必要であった。それに対して道教は、生死を一体化して永く生きる道を示し、不老長寿を説いて、多くの信者を獲得した。外来の仏教は教義の上では卓越していたものの、中国人にとってそれを現実化するためには、儒教と道教、とくに儒教の祖先祭祀を取り入れる必要があった。」(中略)

「中国仏教にあっては、そのような祖先祭祀を認めるために、『孟蘭盆経』という偽教(厳密にいうと、これには異論もあるが)を作らねばならなかった。釈尊の弟子の目連が〈孝心〉によって自分の母親を輪廻転生の苦しみから救い出すために、盛大に経典を読誦することになったという理由づけによ

---

<sup>3</sup> 中村雄二郎が引用する『沈黙の宗教—儒教』の下線部分は、儒教の死生観・世界観であるとともに、本件で問題となっている釋奠祭禮の式次第や舞台背景そのものである。本件孔子廟(至聖門、御道、大成殿、啓聖祠)は信者の礼拝の対象であるとともに、孔子の霊を招いてする釋奠祭禮のための施設であり、その意味において、これを宗教的施設と断じることができる。

ってである。そして、仏教儀礼における〈お盆〉の行事の由来はそこにある。では、日本仏教ではどうであったか。『孟蘭盆経』のような工夫はいっそう自然に受け入れられ、儒教風に祖先の魂は天上に浮遊したり、草葉の陰にいたりする、と信じられたのである。位牌に依りつく先祖の魂は、天上から、あるいは草葉の陰から、懐かしい自分たちの家に帰ってくる、ということになっている。」(甲44:『隠されていた儒教と道教』p94～p96)

#### (4) まとめ

儒教が、祖先の「霊」や「魂・魄」はもとより、絶対者としての「天」といった「超自然的存在」ないし「超人間的本質」に対する信仰に基づくものであるということができることから、それが前記名古屋高裁判決の定義における「宗教」としての実質を具有していることは明らかである。

儒教の宗教性は、その死生観・世界観に関わるものであり、儒教が学問や道徳としての側面を有していることによって何ら否定されるものではない。とりわけ本件では孔子、その弟子及び父祖の霊が祀られている本件孔子廟とそこで執り行われている釋奠祭禮及び執り行っている久米崇聖会の宗教的性格が問題となっているのであり、儒教の学問や道徳としての側面を持ち出してくること自体がナンセンスに思われる。

### 3 久米孔子廟の宗教的施設性（当該宗教的施設の性格と来歴）

#### (1) 久米孔子廟

本件訴訟において原告が問題としている久米孔子廟（以下「本件孔子廟」という。）は至誠門、大成殿及び啓聖祠からなる。至誠門には3つの扉があるが、中央の正門は孔子の霊のための扉であり、孔子の霊を迎えるために年に一度釋奠の日に開く。扉を開くと御路に続き、孔子の霊はここを進み階段に設けられた石龍陞を越え大成殿へ上るとされている。(甲35の2:久米崇聖会HP)<sup>4</sup>

<sup>4</sup> 至聖門から大成殿に至る御道が芝生の中庭の中央を通っている。中庭には何も置かれず

大成殿は本件孔子廟の本殿である。孔子廟は儒教の創始者である孔子を祀っている霊廟（霊を祀る建物）であり、大成殿の中央には孔子像と神位（神霊の座としてしつらえた場所〔甲36〕）が、左右に四配（顔子、曾子、子思子、孟子）の神位が置かれている。（甲35の3：HP）

啓聖祠は、大成殿後方の別室に設けられており、孔子の父である啓聖公と四配の祖先が祀られた祖廟（祖先の霊を祀る建物）となっている。平成25年の移設に際し、69年振りに復興したとされている（甲35の4：HP）。

ところが、啓聖祠は、公園に新設されたにもかかわらず、一般公開されていない。釋奠祭禮のときに祭禮の一部が行われている（甲12：写真1～6枚目）ほかは、補助参加人の関係者によって拝所として使用されているのみであり、とても地域に開かれた施設とはいえない。

## (2) 旧孔子廟の状況（道教の神々との同居）

本件施設は平成25年に那覇市若狭の天尊廟敷地内にあった旧大成殿（以下「旧孔子廟」という。）の老朽化や久米崇聖会の創立100周年を迎えるにあたっての記念事業の一環として松山公園の久米に新しく建設されたものである。

旧孔子廟は明倫堂、天尊廟、天妃宮とともに建物、神像、など沖縄戦の戦火で焼失し、昭和50年天尊廟敷地内に明倫堂、天尊廟及び天妃宮とともに再建されたものであった。現在でも天尊廟と天妃宮は旧孔子廟のあった天尊廟敷地内にあつて道教の神霊を祀っており、平成25年の遷座式までは儒教のライバルである道教の神々と孔子及び四配の霊がともに祀られていた。

天尊廟には、現世の邪悪を絶滅して民を助ける「九天応元雷声普化尊」という道教の最高神が祀られており、廟内は正面に天尊、向かって右側に関帝廟、左側に龍王殿が配されている。関帝廟は三国志で有名な関羽が神格化されて祀

---

植栽もなく、普段は観光客も立ち入らない。釋奠の日に至誠門から入った孔子の霊が大成殿に向かうために設けられた通路とってよい外観である。（甲35の1：HP）

られており、商売繁昌の神として信仰されている。(甲35の5:HP)

天妃宮には航海安全の守護神である媽祖が祀られている。天妃とは皇帝から送られた媽祖の称号で中国や東南アジアの人々に今も信仰されており、今も航海安全、交通安全、家庭平和、豊作祈願、商売繁昌を願う参拝者が多く訪れるという。(甲35の6:HP)

平成25年に遷座するまで、孔子の霊を祀る旧孔子廟が、道教の神々を祀る天尊廟や天妃宮ともにあり、中国の神々の1つとして交通安全や商売繁昌の神々とともに学問の神として民間の信仰を集めていたことは、それが単なる教養施設ではなく、信仰礼拝の対象となる宗教的施設そのものであることの例証である。

#### (3) 遷座御願 (せんざうがん)

平成25年6月15日、旧至聖廟から孔子像や孔子と四配の神位を新至聖廟へ遷す遷座式の儀式が行われたが(丙30)、遷座式の前に「遷座御願」という儀式が執り行われ、旧至聖廟内にある大成殿、天尊廟、天妃宮でユタによる祈祷がなされた。(甲13)

ユタは、神がかりなどの状態で神霊や死霊など超自然的存在と直接に接触・交流する呪術・宗教的職能者であり(甲39:沖縄大百科)、拝所(うがんじょ)など人々が信仰を行っている場所で人間と神様との間で橋渡し役として祈祷を行うとされている。(甲13)

#### (4) 合格祈願等

毎日新聞では、旧孔子廟のとき、照りつける太陽の下で、朱色の祭殿前にじっと座って祈るおばあさんがおり、久米崇聖会の古謝昇理事長が「こういう人が今もよく来る。信仰は生きている。」と記者に説明したことが報道されており(甲37:毎日新聞2010年8月18日朝刊)、孔子廟は単なる「教養施設」ではないことが分かる。また、「高校受験を控えた上山中学校の生徒らが

高校合格祈願のために孔子廟に参拝した。」「引率の教員、父母らも生徒、子供たちの合格をともに祈った。」「論語の学習の後は、クラス別に大成殿の孔子に合格を祈願した。」など旧孔子廟で合格祈願が行われていた（甲38の5：久米崇聖会レポート13号p2）。

以上のことは、本件孔子廟に移設してからも何ら変わるところはない。本件施設では、天尊廟敷地の天尊廟や天妃宮と同じく、現在でもクニンダ所縁の信者から熱心な礼拝が続けられている（甲19の1～3）。また現在はなくなったが、平成25年8月から平成26年1月5日までの間に孔子を祀る大成殿の香炉灰が封入された「学業成就（祈願）カード」が発売され、大成殿に掲示されていた事実がある（甲27の1～3、甲38の6p3）。

#### (5) 県令「拝所に関する取扱規程」の準用

久米崇聖会発行の『久米至聖廟沿革概要』（甲17）には、「「沖縄県令第7号（大正11年3月14日）大正15年10月改正、拝所に関する取扱規程」によって沖縄県下の拝所は、その境内地の拝所その他の工作物の建設、地形の変更は、すべて知事の認可を要する事となり、また境内地の由緒ある竹木や風致に必要なものの伐採の自由を禁止する等十二箇条の県令が出された。その11条に『孔子廟、明倫堂、天尊廟等に之を準用す。』と規定され、境内の保護がなされた。」（同p9）とある。

拝所（うがんじゅ）とは、「沖縄地方で神霊がよりつく聖域である。その前で人は拝む」とされている（甲40：沖縄大百科）。孔子廟は当時から神社と同じく宗教的な礼拝施設として扱われてきたのである。

#### (6) まとめ

本件施設は孔子の霊やその祖先（啓聖公）及び弟子（四配）の霊ないし神位を祀るものであり、移設前の旧孔子廟が道教の神々とともに住民から礼拝され、現在も学業成就や合格祈願の対象となっており、至聖門の正門が年に1度の釋

奠祭禮のときにだけ開いて孔子の霊を神として迎え、饗応して送り出すという利用態様からみても、それが宗教的儀式を執り行うことを主たる目的とする宗教的施設であることは議論の余地はない。

しかも、その移設（遷座）に際し、霊媒師であるユタの祈祷という呪術的な宗教儀式が、旧孔子廟だけでなく天尊廟、天妃宮でも行われたということは、一般人に対し、本件孔子廟が宗教的要素を濃厚に帯びた施設であることを強く印象づけるものである。

#### 4 釋奠祭禮の宗教儀式性（当該宗教施設の利用態様）

##### (1) 釋奠祭禮

本件施設では平成25年の移設以来、毎年孔子の生誕の日といわれる9月28日に釋奠祭禮（せきてんさいれい）が行われている。久米崇聖会が発行しているパンフレットによれば、孔子と四配（顔氏、曾子、子思子、孟子）及び啓聖堂を祀る行事であり、「釋奠」とは、「釋」も「奠」も供え物を置き、並べるという意味であり、豚、魚、鶏、菓子、果物、甘薯、帛（絹織物）、爵（神酒）などが備えられる。

##### (2) 式次第

釋奠祭禮の式次第については久米崇聖会HP（甲11）に詳しく掲載されているが、至聖廟の門である至誠門の扉を開く「啓扉」の後、祭主が、参列者と共に至誠門に向き、孔子の霊を迎える「迎神」を執り行い、執事が御供物の蓋を取る「進餅」を行い、祭主が、洗手所で手を浄め、正位と四配に香を捧げて「上香」し、帛と爵（神酒）を献じて「初献禮」ずる。その後、孔子に対し、祝文官が祝文を読んで「祝文奉読」し、孔子に爵（神酒）をし、来賓等が上香し、孔子からお下がりを受取り、執事が供物に蓋をしたあと、祭主、参列者ともに孔子を至誠門までお送りする「送神」を行い、門を閉じ、祭主、全執事が、開始前の位置に戻って釋奠祭禮は終了する。

### (3) 動画

補助参加人が公開している動画（甲15）には、本件孔子廟で平成25年度に行われた釋奠祭禮の様子が収められている。それは神聖な雅楽をバックにした厳かな雰囲気の中で執り行われ、儒教に則って厳格に定められた中国式の次第に従って執行された儀式であり、全体的に宗教的色彩を有すものであることは明白である。

### (4) 中国式の特徴

また、本件孔子廟での釋奠祭禮においては、本土で挙行されている釋奠や釋菜と違い、祭主が中国語で祝文を読み上げ、清朝皇帝の前でとる臣下の礼である「三跪九叩頭の礼（さんききゅうこうとうのれい）」（甲40）を復活したという特徴があり（甲12：6枚目の写真の注、11枚目の写真）、より中国式のものとなっている。

### (5) 久米崇聖会による釋奠祭禮

本件孔子廟における釋奠祭禮については、その約400年に及ぶ歴史性が強調されているが、もともと琉球王国時代に那覇久米村総役が進貢使の一員として1610年に明に派遣された時、山東省の孔子廟を参拝し、その折、孔子並びに顔氏等の絵像を購い、持ち帰り、久米村の有志と相計り、村内の士大夫の家を輪番で祭典を行ったのが琉球における孔子祭典のはじまりであるとされており（甲17）、釋奠祭禮の事業は、福建省渡来の職能集団である久米三十六世の末裔からなる宗族集団の歴史的アイデンティティと重なり合っていることがうかがえる。

そのことは崇聖会の正会員を久米三十六世の末裔と限定している久米崇聖会の定款にも表れており<sup>5</sup>、翻って本件孔子廟における補助参加人による釋

---

<sup>5</sup> 久米崇聖会レポート No.7 平成23年盛夏号（甲38の2）p4には、『公益社団法人移行について』として、定款改正案第6条の「会員の資格を久米三十六世の末裔に限定する」ことの合理的理由が、公益社団法人への移行にとって問題になっていたことが報告されている。



奠祭禮の事業に特定の一族の祭礼としての私的性格を強調することになっている。また、そのことは、大成殿に附属する啓聖祠を非公開の久米崇聖会専用の拝所としたり、前記(4)の中国的要素を取り込むことによって中国渡来の歴史を強調したりすることにも繋がっており、一般人の目には、それが慣れ親しんだ地域の伝統文化とは相いれない秘教的な違和感を醸し出すものとなって映る結果となっている。

久米崇聖会が発行している「久米崇聖会レポート」No. 13の平成25年4月号(甲38の5)は、公益社団法人への移行申請を取り下げた経緯が報告されているが、当該レポートは次のように述べている。

「審議会では継続審議となり、事務局からは、『会員の範囲を広げるつもりはあるか。再度確認したい』との確認及び修正が求められた。当会では、『正会員を久米三十六姓の末裔と限定することは会員の総意。事業の核となる釋奠祭禮の挙行及び至聖廟などの施設運営管理を《久米三十六姓の先人たち》が約400年前から身を投げ打って継承してきた《歴史的事実》がある。この歴史的、文化的価値の確たる事実は、今後とも久米三十六姓末裔の《義務と責任》で継承すべきである』と考えるなどと審議会に説明してきたが受け入れられなかった。」。

上記発言は、補助参加人らが宗族的団体であることに加え、その事業の中核が釋奠祭禮の挙行と本件孔子廟などの宗教的施設の運営管理にあることを表明するだけでなく、釋奠祭禮の挙行等の事業が、地域の伝統文化ではなく、久米三十六姓末裔の《義務と責任》として継承されていることを顕かにしているということが出来る。

#### (6) まとめ

釋奠祭禮は、その式次第に「迎神」とあるように、孔子の霊は「神」として迎えられ、至誠門から大成殿(孔子廟)に迎え入れられ、「香」と「爵」で、

その魂魄を現世に呼び戻し、祝文<sup>6</sup>にあるように供物を饗応したのち、再びその霊を「神」として至誠門の正門から送り返すといったものであり、超自然的存在である孔子の霊を「招魂再生」して饗応するという儒教的死生観に基づく宗教的要素の強いものである。

実際の釋奠祭禮の儀式も儒教のしきたりに忠実にならった厳格な式次第に則り、雅楽を背景に厳かな雰囲気の中で執り行われており、それが儒教の世界観を舞台とした「儒祭という特定の宗教的儀式に属するものであることは間違いない」。(甲43)

また、本件孔子廟での釋奠祭禮においては、多久聖廟の釋菜や足利学校及び湯島聖堂の釋奠等と違って、祭主が中国語で祝文を読み上げ、三跪九叩頭の礼が復活させられ、より中国式のものとなっており、そのことは本件孔子廟での釋奠祭禮が「久米三十六姓末裔の《義務と責任》として承継されている」ことと併せ、一般人の目に、単なる孔子の誕生を祝う世俗化された伝統的なお祭りというより、それが中国渡来の特定の一族が承継してきた祖先崇拜的な宗教行事であるように映ることを後押しする結果となっている。

## 5 久米崇聖会の宗教団体性（久米三十六姓末裔からなる血縁集団）

- (1) 久米崇聖会（補助参加人）は、至聖廟、明倫堂の維持管理、祭典の執行、儒教の普及を目的として結成された「崇聖会」をはじめとし<sup>7</sup>、大正3年（1914年）5月11日創立の社団法人久米崇聖会を前身とし（甲17）、昭和37年5月11日に復活認可を受けたものである（乙20）。

---

<sup>6</sup> 本件孔子廟での釋奠祭禮において中国語で読み上げられた「祝文」の内容は不明であるが、多久聖廟の祝文（丙48）ものと同様のものと思われる。最後の「尚饗（こいねがわくぼうけたまえ）」は孔子の霊に告げるものである。

<sup>7</sup> 社団法人久米崇聖会発行の「久米至聖廟沿革概要」（甲17）によれば、『至聖廟、明倫堂は、久しい間、修繕がなされず、腐朽甚だしく、大正元年（1912）8月に、久米村人士を中心に那覇区の有志が集まり、至聖廟修繕費の募金運動がおこり、…これと同時に至聖廟、明倫堂の維持管理、祭典の執行、儒教の普及を目的とする崇聖会が結成され』た。1914年、この「崇聖会」がそのまま社団法人として認可され、現在の一般社団法人となった。

現在は、松山公園において本件施設、すなわち孔子の霊等を祀る久米至聖廟及び啓扉祠及び至誠門を所有し、かつ、若狭の天尊廟敷地において道教の神を祀る天尊廟及び天妃宮といった礼拝施設を所有し、いずれもその維持・管理にあたり、本件孔子廟においては釋奠祭禮という儒祭の式典・儀式をとりおこなひ、天尊廟及び天妃宮における道教の神々への祭祀<sup>8</sup>も執行し、これらを主たる活動とし（甲16：パンフレット「久米崇聖会とは」参照）、併せて本件孔子廟等の移設にかかる寄付を募ってきた（甲38の3p1）。

(2) 久米崇聖会は、久米村を居住区とし、琉球王国の繁栄を支えた海外交易、外交などを担ってきた「久米三十六姓」と呼ばれる中国の福建省から渡来してきた職能人たちの「末裔」からなるクニンダンチュ（久米村人）とよばれる人々の血縁による宗族集団が組織する団体であり（甲16）<sup>9</sup>、不特定多数に開かれた公共的な団体とは言い難い性格を有している。社団法人だった久米崇聖会が、平成20年の制度改正にあたり、当初目指していた公益社団法人ではなく、一般社団法人に移行したのも、そのことが理由であった。<sup>10</sup>

(3) まとめ

久米崇聖会は、孔子廟や天妃宮といった宗教的施設を所有し、釋奠祭禮等の宗教的儀式を執り行い、もって特定の宗教である儒教ないし道教の信仰・礼拝また

---

<sup>8</sup> 那覇市若狭にある天尊廟、天妃宮は、孔子廟よりも古く約600年前に中国・明から渡来した久米三十六姓の先達が中国で信仰していた神様を祀ったものとされ、祭礼は、春、秋の例祭などがあり、久米崇聖会によって執り行われている（甲38の7p3）。

<sup>9</sup> 久米崇聖会レポートNo.5平成22年春号（甲38の1p3）には、朝日新聞平成21年（2009）11月18日朝刊の特集「琉球400年を歩く」が掲載されており、そこには「久米三十六姓で現存するのは25姓、一時は5姓ほどに減ったが、薩摩支配の時代に復興した」が、「明治維新後の1879（明治12）年、琉球王国は解体。士族の地位を失った久米村の人々は離散した」といった久米三十六姓の一族が迎った盛衰の歴史が記されている。

<sup>10</sup> 社団法人だった久米崇聖会は、平成20年12月1日施行の制度改革に関し、公益性の強い「公益社団法人」か、公益性の薄い「一般社団法人」のどちらかを選択する必要に迫られた。当初、崇聖会は「公益社団法人」への移行を目指したが、会員の資格を久米三十六姓の末裔に限定していることがネックとなり、公益社団法人への移行認定申請を取り下げ、一般社団法人に移行した。（甲38の4：レポートNo.9p4、甲38の5：レポートNo.13p1）

は普及などの宗教的活動を《事業の核》とする組織ないし団体であり（甲38の5 p 1、甲17）、それが憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」であることは明らかである。

また、久米崇聖会は、中国渡来の一族の末裔から組織された血縁（宗族）集団としての性格を有し、不特定多数に開かれた公共的団体とはいいがたいため、敢えて公益性の薄い一般社団法人にとどまっている。

## 6 当該無償提供に至る経緯（久米崇聖会からの働きかけ等）

- (1) 本件孔子廟が建っている公園用地は、旧久米郵便局跡地の国有地であった免責約6,840㎡のうち約4,560㎡について平成18年2月1日付け沖総財契第1039号により国有財産売買契約を締結、7億6,600万円で購入し（甲6）、その他の部分は国の無償貸付となっている（甲7）。

久米崇聖会の歴代理事長らは、旧孔子廟の老朽化や久米崇聖会創立100周年の祈念事業のために孔子廟の建て直しのための用地探しを検討しており、『かつて久米の地にあった孔子廟を久米の地に』は久米崇聖会、クニンダンチュにとって長年の願望」（甲38の4：No.9 p 1）であったところ、『久米郵便局跡を国が那覇市に売却する』との情報が入り、『久米の地なら願ったり、かなったり』と那覇市に要請活動をしてきた。地域の団体や学校とも連携してきた。歴代理事長らの粘り強い要請が実り、新しい至聖廟が建立された」（甲38の8：レポートNo.18 p 4）と述べている（乙3：「要請書」及び「趣意書」参照）。他方、那覇市は以前から都市計画マスタープラン（平成11年4月）において、久米地区にある那覇西地域について、基本方針の一つに「福州園や天妃宮などを核とし、歴史性を行かしたクニダのまちづくり」と位置づけている（乙1 p 164、乙2）。その後、クニダのまちづくりは、福州園や天妃宮ではなく、孔子廟を核にすることに急激に傾斜していったようである。現在の松山公園における本件孔子廟の設置は、「かつて久米にあった孔子廟を久米の地に」という久米崇聖会に

としての「長年の願望」が歴代理事長の「粘り強い要請」によって実った形となっている。

もともと被告那覇市の都市計画マスタープランに「福州園や天妃宮などを核とし、歴史性を生かしたクニダのまちづくり」というコンセプトがあったとしても、当初の計画案では、至誠門による仕切りはなく、オープンな形で計画されていたものが、「その案で崇聖会が納得するか疑問です。儀式の際、門には重要な意味があります。」や「崇聖会としては戦前のような大規模なものを想定していますので、『もどき』はできません。」などといった崇聖会側の主張によって次第に押し込まれ、「いくら宗教ではないと主張しても宗教に限りなく近い」という指摘や「現在の孔子廟は関係者しか入れないような印象がある。移転する際には、親しみの感じられるような取り組みを望む」といった意見は排除される形で、崇聖会の意向（戦前のような大規模な孔子廟を造り、その管理には崇聖会として永続的に関わりたい。）が尊重されていったようである（乙4：松山公園周辺土地利用計画策定業務・第3回作業部会議事録 p 25～26、p 33～34）。

釋奠のときだけ開く正門、一般公開されない啓聖祠、そして孔子の霊が通るための中庭の御道。本件孔子廟が、儒祭としての釋奠祭禮の復活を目的としているかのような現在の形になったのも、崇聖会の側からの粘り強い要望と積極的な働きかけによるものであったことがうかがえる。

- (2) 被告那覇市は本件孔子廟について「申請者が公園法第5条の規定に基づき公園施設を設置したものであり、公共的、公益的な施設であることから、条例11条の2第4号の『公共的団体が公益の目的で使用する場合』に該当すると判断し、規則第15条第1項第2号に基づき全額減免している。本件設置に伴う使用料は、設置許可と同時に全額減免について、那覇市事務決裁規定第3条に基づき部長決裁している。」としている。

しかし、当該施設が持つ公共性や公益性が何を指すのかについては明らかでは

ないし、かつまた、当該施設が公共性や公益性を有していることは政教分離原則を排除するものではない（例えば、空知太神社最高裁判決においても甲斐中裁判官、中川裁判官、古田裁判官及び竹内裁判官の共同意見において、本件神社建物については、地域コミュニティの融和を図るために町内会館として新築されたものであって、実際にも地域住民の親睦活動に用いられていたことが指摘されている。実際、神社や寺院は、地域の伝統文化を保存・維持するための拠点となってきた。<sup>11</sup>）。

更に重大なことは、前述したように、「久米三十六姓」の末裔からなる血縁集団である補助参加人は公益性の薄い一般社団法人であり、公共的な団体とはいいがたい性格を有していることである。

(3) 那覇市民からなる「住みよい那覇市をつくる会」の原告は、「なぜ目の前に大きな自分の大きな土地があるのに、そこに孔子廟を建てなかったのか。そうすれば問題にはならなかった」と、なぜ松山公園内に孔子廟を建てることになったのか疑問を呈している。原告は、久米崇聖会の関係者から「孔子廟は全世界どこでも、南向きで、その土地では私たち（久米崇聖会）が希望する大きさの孔子廟は建てられない。」と私有地に建てなかった理由を説明されたという。

(4) まとめ

本件孔子廟の松山公園への移設（遷座）は、被告那覇市のマスタープランにマッチしたとはいえ、久米崇聖会の長年の願望に基づき、戦前と同規模の至聖廟を復活させるという宗教的動機（孔子廟は本来南向き。釋奠祭禮のときだけに使用される至誠門と一般公開のない啓聖祠の併設。道教の靈廟との分離）に由来する強い要望と積極的な働きかけに基づくものであることがうかがわれる。

---

<sup>11</sup> 國學院の石井研士は『宗教団体の公益活動・公益性に関する一考察』（國學院紀要 2008 年 3 月 10 日紀要）において、戦後急激で大規模な人口移動によって、地域社会が流動化し、都市化と過疎化が進んだ。こうした流動化は地域社会が地域文化の保存を維持することを困難にさせた。こうした「社会環境の変化の中で、伝統文化を保存・維持するための拠点のひとつとなってきたのが、神社や寺院である」と指摘している。（甲 4 2 p 1 7）

7 当該無償提供の態様（久米崇聖会による釋奠祭禮のための孔子廟の設置）

市民公園である松山公園に本件孔子廟を無償で設置させている被告那覇市による本件無償提供行為の態様は、これまで主張したところの中間総括となる。

それは、久米三十六姓の末裔からなる久米崇聖会のため、久米崇聖会による久米の地における釋奠祭禮の執行や信者の礼拝を容易にするため、宗教施設である本件孔子廟を通常は設置に必要となる使用料を免除して広大な公園の敷地を提供したということである。

そのことは本件孔子廟の至誠門の正門は釋奠祭禮のときにしか開かず、孔子の父祖等の霊が祀られている啓聖祠は普段は非公開の拝所となっており、正門から大成殿に続く御道は孔子の霊が歩くためのものであり、普段は御道がとおる広大な中庭の敷地は何も使用されないという状態にあることから明らかである。

8 その他の事情（多久聖廟の釋菜などとの相違）

(1) はじめに

空知太神訴訟最高裁判決は、国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されているといっても、「例えば、一般的には宗教的施設としての性格を有する施設であっても、同時に歴史的、文化的な建造物として保護の対象となるものであったり、観光資源、国際親善、地域の親睦の場などといった他の意義を有していたりすることも少なくなく、それらの文化的あるいは社会的な価値や意義に着目して当該施設が国公有地に設置されている場合もあり得よう。」とし、こうした事情のいかんは、「当該利用提供行為が一般人の目から見て特定の宗教に対する援助等と評価されるか否かに影響するものと考えられるから、政教分離原則との関係を考えるに当たっても、重要な考慮要素とされるべきもの」と位置づけている。

(2) 大原康男「国や地方自治体と釋奠」

大原康男國學院大学名誉教授は、同大学日本文化研究所報に『国や地方自治体

と釋奠-「問題視されない政教関係事象」の一つとして-』と題する論文（甲43）を寄稿している。

同論文は釋奠の由来や我が国における起源、江戸時代に幕府の文教政策によって各地の藩校などの教育機関で多くの孔子廟が建てられ、広く釋奠が行われるようになったが、その大半が明治維新後中絶したことを紹介した上、「今日、釋奠（釋菜を含む）は東京都湯島聖堂、岡山県備前市閑谷学校聖廟、栃木県足利市足利学校孔子廟、佐賀県多久市多久聖廟、長崎市興福寺内長崎聖堂、沖縄県那覇市久米孔子廟で執行されている。さて、一種の宗教的儀式ともいふべき釋奠が行われる聖堂や孔子廟などに国や地方公共団体が直接関係を持っているケースがいくつか存在する。本稿は、そのうち、以下紹介する三件の事例を通して『問題視されない政教関係事象』の一端を明らかにしようとするものである。」として、補助参加人の久米崇聖会が指摘している「湯島聖堂の釋奠」「多久聖廟の釋菜」及び「足利学校の釋奠」について歴史的由来、施設の性格、所有者及び管理運営団体の性格、施設や釋奠（釋菜）の文化財保護等の扱い、祭典の執行にあたる祭官を担当する者の立場等について挙げたうえ、一般人の評価に及んで次のように結んでいる。

「祭典そのものの起源や変遷、祭典の次第等については、史料が乏しいため詳細を詳らかにできないのは残念であるが、現行の祭典の実態はおおよそ理解できるであろう。祭典の形式は神職の関与をめぐってそれぞれ三者三様であるが、いずれも儒祭という特定の宗教的儀式に属するものであることは間違いない。

それが、国有あるいは市有の建物内で恒常的に営まれ、場合によっては市長以下の公務員が祭典を奉仕するというのであるから、たしかに憲法の政教分離原則との関わりで問題とされる余地がないわけではない。

しかし、現在のところ、そのような声は皆無に近く、何らの障害もなく行われているのはまことに喜ばしい。

おそらく、一般人の意識では長い歴史を有する伝統行事であり、また、有力な



観光資源として素直に受け止められているからにはほかなるまい。ここにも『問題視されない政教関係事象』の一面が窺知できよう。」

(3) 多久聖廟の釋菜等との相違

本件孔子廟での釋奠祭禮と補助参加人が指摘する多久聖廟等での釋菜等は、いずれも「儒祭という特定の宗教的儀式に属するものであることは間違いない」にもかかわらず、後者は「長い歴史を有する伝統的行事である」と受け止められ、政教分離原則違反をいう声は皆無に近く、前者は、それが単なる世俗的な伝統的行事ではなく特定の宗教的団体による宗教的行事であるとして原告ら「すみよい那覇市をつくる会」等の市民団体から問題視されているが、そこには両者を区別する次のような大きな相違がある。

① 第1は、孔子廟及び釋奠の歴史的沿革、再興の理由の相違である。多久聖廟、足利学校、湯島聖堂のいずれも江戸幕府の文教政策によって各地の藩校などの教育機関で多くの孔子廟が建てられ、広く釋奠が行われるようになったという江戸時代における学問振興という時代的背景を背負っている。

例えば、多久聖廟は、領主が江戸の湯島聖堂に習って学問を振興し、孔子の徳を広め、領民に「敬」の心を培わせるために建てたとされており（丙33）、足利学校はもともと中世の高等教育機関であったものが、江戸時代には学問の中心としての地位を失い、貴重な古典籍を有する図書館として名を馳せた（甲34）。湯島聖堂は、幕府直轄学校として「昌平坂学問所」が開設され、明治時代になっても学問所としての伝統を引継ぎ、近代教育発症の地としての榮譽を担った（丙71の1）。

これら3施設は、いずれも宗教としての儒教の礼拝施設というより、学問を振興する施設である「学問所」としての性格を顕著にしていた（江戸時代では、儒教が有する宗教的性格を担っている祖先祭祀は、寺請制度のもとで仏教寺院が独占していた）。

他方、那覇市における旧孔子廟の再建及び本件孔子廟の平成25年の松山公園への移設は、学問振興のシンボルというより「久米三十六姓」の末裔の《義務と責任》によって継承されてきたという歴史的経緯と孔子の霊に対する先祖崇拜儀礼の側面が強調され、そのことによって、久米三十六姓の末裔に正会員の資格を限定し、閉鎖的な血縁（宗族）集団的な性格を有する久米崇聖会のための儒教祭典という趣を伴うことになり、一般人にとって宗教的違和感を覚えるものとなっている。

② 第2は、各孔子廟の史跡ないし歴史的建造物としての文化財的価値並びに各祭礼の歴史的な伝統文化行事としての無形民俗文化財としての相違である。

多久聖廟は昭和8年（1933）に国の重要文化財に指定されており、そこでの釋菜の祭礼は、昭和55年（1980）に佐賀県の重要無形民俗文化財に指定されている（丙49）。

明治5年に廃校となった足利学校跡は大正十年（1921）に孔子廟を含め、国の史跡指定がなされ、その後国指定史跡重要文化財となり、平成27年に「日本遺産」に登録された（丙59）。足利学校において举行されている釋奠は平成20年に足利市の重要無形民俗文化財に指定されている（丙62）。

湯島聖堂も国の史跡に指定されている国有建造物であり、昭和29年（1954）にその附属建造物とともに文化財保護委員会の所管となり、戦災で焼失・破損した箇所は逐次修復され、昭和31年（1956）から公益財団法人斯文会が管理を委託され、今日に至っている（甲43p2、丙75）。

他方、本件孔子廟は戦前においても重要文化財等の指定を受けたことはなく、戦災で焼失してから再建された旧孔子廟にも現在の本件孔子廟にも文化財としての価値はなく、そこでの釋奠祭禮についても、無形民俗文化財に指定されていない。

③ 第3は、施設及び祭典の管理運営主体の性格に関する相違である。

多久聖廟は、多久市が所有し、その管理運営は公益財団法人孔子の里に委託されており、同公益財団法人の理事長は市長、副理事長は教育長が歴任している（丙41～44）。釋菜の祭典も献官等の祭官を市長、教育長、市内各学校長等が務めている（甲34）。

足利学校は、足利市が所有している国の史跡重要文化財であるが、その管理運営は足利市教育委員会が所管している（丙59）。釋奠の祭典は、市長をはじめとする市幹部（助役・市議会議長・教育委員など）が祭官と立会人をつとめ、祓主を地元の伊勢神社神職が担当するという共同方式の形式で営まれている（甲34）。

湯島聖堂は、国が所有し、その管理運営は、文化財保護委員から文化財保護法に基づいて指定された公益財団法人斯文会に委託されている（丙75）。釋奠は祝文奉読以外、委託を受けた神職が祭典のほとんどに関わっており、全体として見れば神式を形式的に借用した儒際という印象が強い（甲43）。

3施設の管理団体は、いずれも公共性をもつ公益団体であり、足利学校を所管している足利市教育委員会をはじめ、市民に開かれており、公共的な管理支配が及ぶ形になっている。

他方、本件孔子廟を所有・管理し、釋奠祭礼を主宰・執行している久米崇聖会（補助参加人）は、前述したとおり、公益性の薄い一般社団法人であり、正会員を久米三十六姓の末裔に限定する血縁（宗族）団体であり、《事業の核》である本件孔子廟の維持運営と釋奠祭禮の執行を《責任と義務》として担っている「宗教上の組織ないし団体」である。<sup>12</sup>

#### (4) 各相違が一般人の意識に及ぼす効果について

---

<sup>12</sup> 本件孔子廟における釋奠祭禮についても啓聖祠祭祀の祭主は久米崇聖会の副理事長がつとめ、祝文奉読以降は、同理事長が務めている（甲38の7）。一般の家庭で行われる法事と同様、儒教の先祖崇拜の儀礼は、子孫の代表（家長・当主）が行うことからすれば、崇聖会の理事長が祭主を務めるのは、儒教の形式にかなっているといえよう。

上記各相違のうち①②は、3施設が有する宗教的施設としての性格を薄め、史跡や伝統文化という文化財としての側面を強調することにつながり、結果として一般人の意識において、それが史跡としての価値を有する文化財的施設であって、長い歴史を有する伝統的行事であるという認識を醸成しているものと思われる。

また③は、運営主体の公共性や市長以下の公務員が宗教的な祭典を奉仕するということは、一方では、政教分離原則との関わりで問題とされる余地をもたらすものといえるが<sup>13</sup>、他方では、当該施設や祭典の公共性と世俗化を高め、逆に、当該施設や祭典の宗教性を希薄化させることに役立っているものと思われる。

## 9 一般人の評価（結論）

以上のとおり、本件孔子廟が宗教的施設であり、釋奠祭禮が宗教的儀式であり、久米崇聖会（補助参加人）が「宗教上の組織ないし団体」であることは疑う余地がない。

そのうえで、諸般の事情を一般人の目から総合的に評価して前記空知太神社訴訟最高裁判決を当てはめると次の結論が導かれる。

本件孔子廟を所有管理し、釋奠祭禮の執行を事業とする久米崇聖会（補助参加人）は、本件孔子廟の設置に通常必要とされる対価を何ら支払うことなく、その設置に伴う便益を享受しており、被告那覇市による公園敷地の無償での利用提供行為は、その直接の効果として、久米崇聖会が本件孔子廟を利用した礼拝及び釋奠祭禮等の宗教的活動を行うことを容易にしているものといえることができる。

すなわち、本件利用提供行為は、被告那覇市が、何らの対価を得ることなく本件各土地上に宗教的施設である本件孔子廟を設置させ、宗教上の団体である久米崇聖会においてこれを利用して宗教的活動を行うことを容易にさせているものといわ

---

<sup>13</sup> 大原論文も多久聖廟について「市長が釋菜の献官や財団の理事長をつとめることについて批判する声がなくもない。しかし、それはごく一部に限られ、問題化するまでには至っていない。」と指摘している。

ざるを得ず、一般人の目から見て、被告那覇市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものである。

本件利用提供行為は、もともとは久米郵便局跡を国が那覇市に売却することになったことをきっかけとする都市マスタープラン計画からはじまったものであり、本件孔子廟の設置及び釋奠祭禮の執行が被告那覇市の観光行政に貢献するものであることについてもこれを完全に否定することはできないが、そのことは上記評価を左右するものではない。

よって本件処置（無償決定）が、憲法 89 条に違反し、違憲無効であることは免れない。

以上